



2026年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社ニッチツ
代 表 者 代表取締役社長
社長執行役員 松原 祐生
(コード番号：7021 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 代表取締役 副社長執行役員 管理本部長
艸薙 望
(TEL. 03-5561-6200)

執行役員に対する株式給付信託（BBT）における業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本日開催の取締役会において、執行役員に対する本制度について、取締役と同様の枠組みに統一する観点から、業績連動型株式報酬制度を導入することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度は既に取締役を対象として業績連動型の枠組みを導入しておりますが、本件は執行役員について当該枠組みを適用するものであり、制度全体の変更を伴うものではございません。

記

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として本制度を実施しており、取締役については、報酬と株式価値との連動性をより明確にし、業績向上に対する貢献意欲を一段と高めることを目的として、当社中期経営計画「シン・ニッチツ 2025」（2023年5月12日公表済み）に掲げる業績目標に連動して給付水準が決定される業績連動を織り込んだ株式報酬制度としております。

今般、当社における役員構成の変更に伴う報酬体系の整合性の観点から、執行役員についても取締役と同様に、報酬と株式価値との連動性をより明確にし、業績向上に対する貢献意欲を一段と高めることを目的として、中期経営計画に掲げる業績目標に連動して給付水準が決定される業績連動を織り込んだ株式報酬制度を導入することといたしました。

2. 業績連動型株式報酬制度について

当社が定める役員株式給付規程に基づき、従来の役位等により定まる数のポイントに加えて、中期経営計画において設定した業績目標の達成度に応じたポイントを付与いたします。付与されたポイントは、原則として退任時に当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）として給付されます。

なお、下記3.に記載のとおり、取締役に対する信託金額の上限及び給付される当社株式等の数の上限につきましては、変更ございません。

3. （参考）取締役を対象とする本制度の内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、原則として取締役の退任時に当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

（2）本制度の内容

(1) 本制度の対象者	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）
(2) 信託金額の上限	対象期間ごとに2億円（※1）（※2）
(3) 給付される当社株式等の数の上限	各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、対象者の職務内容や責任等に応じて、役位等により定まる数のポイント及び中期経営計画において設定した業績目標の達成度に応じたポイントを付与。 付与されたポイントは、(5)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算。（※3） なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は32,000ポイントを上限とする。（※4）
(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数	(2)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。（※5） なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり32,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取締役分として取得する当社株式数の上限は、160,000株となる。
(5) 当社株式等の給付	取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記(3)により算定される当社株式等を本信託から給付。（※6）

（※1）当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間及び以後の原則として、5事業年度ごとの各期間を「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、本信託を設定しております。当初対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金(1億2,000万円)を拠出し、当社株式64,800株を取得しております。2024年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「現対象期間」といいます。）及び現対象期間以後の各対象期間については、2億円を上限として本信託に追加拠出いたします。

- (※2) 今後、追加拠出を行う場合、各対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と、追加拠出される金額の合計金額は、2億円を上限とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (※3) 当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について、合理的な調整を行います。
- (※4) 取締役にそれぞれ付与するポイント数につきましては、現状の員数及び今後の員数の見通しも踏まえて設定しております。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（32,000株）の発行済株式総数（2026年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約1.51%です。
- (※5) 本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。
- (※6) 役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。
- また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会等において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。
- 取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

以上